会 議 録

会議の名称	那珂川市個人情報保護審査会
開催日時	令和元年 6 月 19 日(水)10 時 00 分から 11 時 20 分まで
開催場所	那珂川市役所2階 第1会議室
公開又は非公開の別	公開
非公開の理由	
(非公開の場合のみ)	
出席者	(1) 委員
	牟田会長、礒辺委員、清永委員、菰田委員、髙木委員、簑原委員
	(2) 市
	事務局:淺香係長、山田
	説明者:森山係長、堤(産業課)、神代係長、小熊(高齢者支援課)、
	富川補佐(経営企画課)、岩橋係長、髙木(地域づくり課)
傍聴人数	0 人
(公開の場合のみ)	

議題及び審議の内容(下記のとおり)

議題

<個人情報の例外利用及び外部提供等について>

①例外利用及び外部提供(産業課) 説明者から、調書の概要について説明。

<事業の概要>

消費税率引き上げ影響緩和を目的とした低所得者・子育て世帯主向けのプレミアム商品券の発行・販売を行うもの。一部購入対象者には事前に通知等を実施する。那珂川市個人情報保護条例第5条第3項第4号の規定により本審査会の意見を聴くものである。

会 長 :委員から質問はないか。

産業課による例外利用がどの個人情報で、委託業者に提供する外部提供がどの個人情報になるのか。

説明者 :産業課による例外利用にあたるのは調書に記載の9種類全ての個人情報である。

委託業者に外部提供する個人情報も産業課による例外利用と同じ9種類全ての個

人情報である。

会 長 :産業課で選別を行った対象者を委託業者と二重チェックするということか。そこ

までする必要があるのか。

委員:産業課で対象者をしぼって、しぼった対象者の分の個人情報だけを渡すのか、そ

れともそもそも全てのデータを委託業者に渡して選別をしてもらうのか。

説明者 :まずは産業課職員で選別を行い、数をこなす必要があるときに委託業者にお願い

する形をとる予定としている。丸々お願いするのではなくて、職員がサポートと

して入ることになっている。

会 長 : 外部提供するデータは少ない方がよいので、9 種類全ての個人情報を委託業者に 見せるのかどうかということになってくる。

説明者: 問い合わせ等申請が上がってきた際に、その方が実際に記載の住所に住んでいるかどうかを確認して、住んでいなければ発行の要件が確認できないといったチェックの部分で派遣職員の力を借りたいと思っているので、外部提供にあたると考えられる。他のところに関しても全てチェック項目について確認する必要があるので、個人情報を共有することになる。

委員:コールセンターは何の問い合わせ窓口なのか。

説明者 :制度そのものが複雑な制度なので、制度そのものへの質問に対するものである。

委員:自分が対象者かどうかという問い合わせもあるのか。

説明者 : それについては直接窓口での対応となる。

委員: コールセンターや委託業者側では問い合わせをしてきた方が対象者かどうかという判断をする機会があるのか。

説明者: コールセンターで申請の進捗状況がどのようになっているかということを確認することはできる。そして申請書に書いてある電話番号にかけなおすということは考えられる。ただ相手の方がどなたかわからない状態でその方が対象者かどうかということを回答することはない。

会 長 : コールセンター自体が必要なのか。

説明者: 想定対象者が 10,500 名ほどなので産業課の回線だけでは足りないと考えている。 別途コールセンターを設けて対応することとしている。

会 長 : 発売の受付開始になったが申し込んだがまだ来ないとか、いつごろ来るのかとかいった問い合わせが来るという想定か。

説明者: 国の方で大々的に広報されるので、那珂川市はいつごろ発送されるのかという問い合わせに対応するというのがひとつ、もうひとつが毎年商工会のほうで商品券の事業を行っているので、そちらとの区別がつかなくなった場合の事業の説明のためにコールセンターを設けることとしている。

委員:コールセンターの職員は名簿になったものを見るということか。

説明者: 名簿ではなくシステム上での画面を見ることになり、その方の申請状況はどうい う段階なのかというのを確認するような形になる。

委員:そのシステムは調書に載っている個人情報9種類が全て見れるということか。

説明者 : そのとおりである。

委員: それは見ることができないといけないものなのか。

説明者: 転出した場合、居住している市町村で発行するものであるので、転出元では発行できないということになる。また、1月1日の住所地で所得証明書、課税状況がわかるのでどこの市町村で聞けば分かるかということを説明するためにも必要である。

委員:問い合わせがあった人に対して対象かどうかということは答えないということか。

説明者 : そのとおりである。

会 長 :窓口に来て、本人確認をしたうえで確認するということか。

説明者:そのとおりである。

会 長 : 8 月の中旬ごろに想定対象者に通知すると書いてあるが、これも委託業者が対応 するのか。

説明者: データを抽出して、文章の作成は職員で行い、発送業務を委託業者にお願いする こととしているため、そこで個人情報を目にすることになる。

委員: 役所の方で選別の為に例外利用として全ての個人情報を使わなくてはならないということは理解できるが、委託業者の方で課税情報や生活保護の受給情報まで何もかも見れないといけないのかと。対象者は役所の方ですでにしぼりこんでいるので、委託業者に出す個人情報は個人が特定できるくらいの名前、住所、生年月日のそれくらいまででいいのではないかと。

説明者:システム上にひとつの画面でその人が対象になる・ならないといった要件のチェックが入る欄があるので、たとえば生活保護受給者かどうかというのはその画面で見ることができてしまう。その画面そのものが見られなくなってしまうと業務が難しくなってしまう。

委員: その情報が必要というよりは、システム的な問題で画面に出てきてしまうという ことか。

説明者:そのとおりである。生活保護受給者情報については、生活保護受給者は今回の事業の対象外になるが、1月1日時点で受給されていた方が、その後支給が止まった場合は対象になるので、必要な情報である。

会 長 : プリントアウトされたものをベースで委託業者は業務を行うわけではなくて、ディスプレイ上で確認をするということか。

説明者:そのとおりである。

会 長 : その際に、この人が見るからこの情報、別の人が見るからこの情報といった切替 は難しいということか。

説明者 :そのとおりである。

委員:他の市町村も同じ状況ということか。

説明者: 同じような状況である。29 年度まで行われていた臨時福祉給付金と同じメニューで同じ抽出の仕方をすることになる。

委員:那珂川市だけでなくて全体的に同じということか。

説明者 :そのとおりである。

委員:その時はどのくらいの人数であったのか。

説明者: 臨時福祉給付金は9,000人だった。

委員:他の自治体を見ていたら、課税情報とか生活保護情報とかは外に出した時にクレームとか訴訟案件になりやすいプライベートな部分なので、今後システム上改修等の工夫が出来たらよいのではないかと。

会 長 :他に意見等ないか。それでは、消費税率引き上げ影響緩和を目的とした低所得者・ 子育て世帯主向けのプレミアム商品券の発行・販売を行うために産業課産業振興 課が個人情報の例外利用を行うこと、また委託業者に外部提供をすることについ て、承認してよろしいか。

《委員全員了承》

会 長 : 承認する。

②例外利用及び外部提供(高齢者支援課) 説明者から、調書の概要について説明。

<事業の概要>

那珂川市第8期高齢者保健福祉・介護保険事業計画策定にあたり住民ニーズを調査するため、市内2,000人(65歳以上男女)の住民に対して、アンケートを実施する。那珂川市個人情報保護条例第5条第4号の規定により本審査会の意見を聴くものである。

③例外利用及び外部提供(高齢者支援課) 説明者から、調書の概要について説明。

<事業の概要>

那珂川市第8期高齢者保健福祉・介護保険事業計画策定にあたり在宅介護実態を把握するため、 市内500人(65歳以上男女)の住民に対して、アンケートを実施する。那珂川市個人情報保護条 例第5条第4号の規定により本審査会の意見を聴くものである。

※②と③の議題については同様の内容であるため、併せて説明及び審査を行った。

会 長 :委員から質問はないか。

委員:前回の回収率はどのくらいだったのか。

説明者 : 前回が平成 28 年度に実施しており、高齢者福祉に関するアンケートについては

61.1%、在宅介護実態調査については35.3%の回収率であった。

会 長 :この事業は何年おきにするものなのか。

説明者 : 3 年おきである。

会 長 : その時期によってニーズは変わってくるものなのか。

説明者 :変わってくるものである。例えば、2025 年に団塊の世代が 75 歳になること等、

その時期の状況に合わせて計画するものである。

会 長 :前回もかけているのか。

説明者 :前回も3年前にかけている。

委員:高齢者であるかどうかは住民基本台帳のデータでわかると思うが、在宅で介護を

受けているか否かの情報が付加される形になるのか。

説明者 : そのとおりである。高齢者支援課介護保険担当の方で介護状況のデータは持って

いる。そのうえで住民基本台帳のデータとリンクさせるということである。

会 長 :他に意見等ないか。それでは、高齢者支援課介護保険担当が那珂川市第8期高齢

者保健福祉・介護保険事業計画策定にあたり住民ニーズの調査及び在宅介護実態を把握するため、住民基本台帳マスターを例外利用及び外部提供することについて、承認してよろしいか。また、次期のアンケート調査時には間が2年空くこと

になるので再度審査会にかける必要があるということでよろしいか。

《委員全員了承》

会 長 :承認する。

④例外利用及び外部提供(経営企画課) 説明者から、調書の概要について説明。

<事業の概要>

総合計画・総合戦略策定に係る住民意識調査のため、市内 2,000 人 (18 歳以上男女) の住民に対して、アンケートを実施する。那珂川市個人情報保護条例第 5 条第 3 項第 4 号の規定により本審査会の意見を聴くものである。

会 長 :委員から質問はないか。

委員:実際のアンケートの内容は今から作成していくのか。

説明者 : そのとおりである。

委員: 2,000 人の抽出は職員で行うのか。

説明者 : そのとおりである。住民基本台帳はデータ化されているので、その中から無作為

に抽出することとしている。

会 長 : アンケートの内容はどのようなことが聞かれるのか。

説明者 :10年前のアンケートの際には、都市計画マスタープランというものを今年度及び

来年度で作成して令和3年度からの計画を予定している。都市計画に係る案件も含めて10年前も総合計画策定に必要な、町として将来10年間でどのようなまちづくりをしたいかということを住民に対して、自然・景観・都市・施設・生活環境・医療サービス・水のきれい度等を満足か否かという形で5段階評価してもらうといった内容で実施した。今回もその内容をベースに委託業者と協議する予定

としている。ひとつイメージするものを挙げれば、『ずっとすみたいまちだから _______ 』のアンダーバーにあなたの思う言葉を入れてください。」といった質

問で、「自然」とか「水」、「くらし」とかいった意見を住民の方からいただいて、「ずっとすみたいまちを目指して」という副題を設けて10年前に策定を行った。 自然を大切にするためにはどういったまちの取組が必要かという事を行政として

整理していった。同様の流れでやっていく予定である。

会 長 : 似たような結果になることも考えられるが、今回のアンケートの意味合いは。

説明者: 市民のためのまちづくりを大前提としているので、市民の方がどういった意向が

あるかという事を、計画ができあがってからパブリックコメントの開催や、策定前にシンポジウムの開催も予定しているが、日時の都合が合わない方もいると思われるのでできるだけ広く意見を拾いたいという行政側の考えがある。今後審議会に諮る予定もあるが、無作為に選んだ方からのご意見も統計学上担保されるので、市民の総意だと考えて、2,000 部送ることで 35%ほどの回収率が見込まれる

アンケートを実施したいと考えている。

会 長 : それ以外に小中学生のアンケートを取ることになっているようだが。

説明者 : こちらに関しては教育委員会の方で、実施してもらうこととなっている。

会 長 : 他に意見等ないか。それでは、経営企画課企画担当が総合計画・総合戦略策定に

係る住民意識調査のため、市内 2,000 人(18 歳以上男女)の住民に対して、アンケートを実施することに伴い、住民基本台帳を例外利用及び外部提供することに

ついて、承認してよろしいか。

《委員全員了承》

会 長 : 承認する。

⑤収集(地域づくり課)

説明者から、調書の概要について説明。

<事業の概要>

五ケ山水源公園の敷地内における利用者の安全確保のため防犯カメラを設置するが、防犯カメラという性質上、不特定多数の個人の情報を収集することになり、本人からの同意を得て撮影することが困難なため、那珂川市個人情報保護条例第3条第3項第7号の規定により本審査会の意見を聴くものである。

会 長 :委員から質問はないか。

24 時間誰でも入れるということなのか。

説明者 :親水公園の方は施錠しないので 24 時間入れる。記念公園の方は物販及び飲食の

の閉店時間については入口にチェーンをかけている。

会 長 : 駐車場は使えるということか。

説明者 :駐車場に入れないような形でチェーンをかけている。ただし、簡易的なチェーン

である。

委員:親水公園は市の施設だと思うが、記念公園についてはもともと市の土地だったと

ころを借りられた施設内に設置するということか。つまり民間の施設内に市がカ

メラを設置しているということか。

説明者:記念公園についても建設したのは市であり、全体を管理しているのも市である。

その一部にテナントとして入居しているという形になるので、店舗内の監視カメ ラについては店舗の方で独自で設置をしている。外側のトイレなどは市の管理に

なるので、その区域の防犯のために設置するものである。

委員:保存期間が15日間となっているが、普通は15日間なのか。郊外なので何か事件

があったときなどは1ヶ月間ほど保管があった方がよいのではないかと。

説明者: 市の都市公園に設置している防犯カメラも 15 日間となっており、それと合わせ

た保存期間としている。現在その期間で運用しているが、今後要請等があれば検 討していきたいと考えている。現状都市公園の方で15日間で問題はないようなの

で、様子をみていきたい。

会 長 : 普段人がいない管理事務所で映像を確認できるということだが、カメラが故障し

た場合はどのくらいの頻度で確認がされているのか。

説明者 : 想定していなかったが、故障したとしてもデータは取り出して別の機器で確認で

きるので問題はないと思われる。

委員:データは現地で保存されるのか。

説明者 :そのとおりである。

会 長 : 管理事務所が荒らされることなどはないとは思うが。

説明者 :施設自体には毎日人が行くので、何かしら起こればすぐ連絡を受けると思われる

し、職員も頻繁に五ケ山の方に行って確認をする予定である。

会 長 : 市が管轄している防犯カメラで、何か事件があったりはしているのか。トイレが

壊されるとか。

説明者 : 公園のトイレが壊されるというのは起きている。その際に防犯カメラが役に立っ

ている。

会 長 : 他に意見等ないか。それでは、地域づくり課が五ケ山水源公園敷地内における利

用者の安全確保のため防犯カメラを設置することによる個人情報の収集につい

て、承認してよろしいか。

《委員全員了承》

会 長 : 承認する。